

令和5年2月22日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

### 感染症防止対策に係る協力をお願いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。  
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

#### 通知の概要

##### ○マスクの着用全般について

- ・3月13日から、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。他人に対してマスクの着脱を強いることは避けること。
- ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・医療機関への受診時や面会時、感染リスクが高い方がいる高齢者施設等への訪問時には、マスクの着用をお願いする。
- ・混雑した電車、バスなどでは、引き続きマスクの着用を推奨する。

##### ○マスク飲食実施店認証制度について

- ・3月13日より、認証条件からマスク飲食に関する項目を削除し、名称を改め、引き続き運用する。
- ・このことについて、事業者に特段手続きは生じないが、県のホームページで、制度名称の張り替え用データを提供する。